

東広島市総合教育会議設置運営要綱の一部を改正する要綱について

東広島市総合教育会議設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のとおり提案する。

（提案理由）

- ・教育委員会からも議事の提案及び会議招集の要望を行うことができることとするため。
- ・必要な時期に、適切かつ柔軟に会議を開催できるように、開催回数及び開催時期は、その都度調整することとするため。

（施行期日）

平成30年4月1日

（新旧対照表）

改正後	現行
○東広島市総合教育会議設置運営要綱 第1条～第3条 （略） （招集） 第4条 会議は、市長が招集する。 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認めるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。 3 市長は、第1項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。 4 市長は、前項の通知を行った場合又は前項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止する場合を含む。）は、当該通知の内容を公表するものとする。 第5条～第11条 （略）	○東広島市総合教育会議設置運営要綱 第1条～第3条 （略） （招集） 第4条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。 2 市長は、前項の通知を行った場合又は前項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止する場合を含む。）は、当該通知の内容を公表するものとする。 3 会議の定例会は年2回とし、毎年4月及び10月に開催するものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、定例会を開催する月を変更することができる。 4 市長は、前項の規定にかかわらず、会議において特別に協議又は調整すべき事項があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。 第5条～第11条 （略）